

財団法人日本容器包装リサイクル協会の 平成18年度事業計画等について

- ・平成18年度事業計画書（案）
- ・平成18年度収支予算書（案）

（参考資料）

- ・平成18年度再商品化委託単価（暫定）について

平成18年度事業計画書（案）

（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

財団法人日本容器包装リサイクル協会は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、平成18年度においてガラスびん3種類（無色、茶色、その他色）、PETボトル、紙パック・段ボールを除く紙製容器包装及びPETボトルを除くプラスチック製容器包装の再商品化を実施するために、以下の事業を行う。

1. 「法」に基づく特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化の実施

産業構造審議会・中央環境審議会での審議に基づく容器包装リサイクル法施行10年の見直しに係る決定内容を踏まえ、指定法人として期待される事項について対応策を策定する。

再商品化業務規程に則り、ガラスびん3種類、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に係る特定分別基準適合物の再商品化の義務を負う特定事業者等からの委託に基づき、再商品化の義務を代行するために、下記により特定事業者等から再商品化委託料金を徴収し、市町村において収集された特定分別基準適合物を再商品化事業者（再生処理事業者及び運搬事業者）に委託して再商品化を行う。

再商品化事業実施にあたり再商品化費用の支出削減に最大限の努力を傾注する。とりわけ、再商品化費用が増大しているプラスチック製容器包装について重点的に取り組む。

義務履行の周知徹底を図るため、主務省、関係団体との連携のもとに、再商品化委託申込書類送付先台帳を整備強化し、ただ乗り事業者の防止に努める。

再商品化事業者の登録・入札選定にあたっては、再商品化事業者登録の際に、当協会が定める期日以内での再商品化施設の設置を前提に設備審査等を実施するとともに、販売能力、財政的基礎を重視する審査を徹底するなど再商品化事業者の登録資格要件と登録審査のより一層の厳格化を図る。

再商品化の実施にあたっては、再商品化事業者に設備稼働状況、製品の販売、引取り物・仕掛品・製品の在庫、残渣処分等に関し当協会指定の書式による報告書の定期的提出を励行させるとともに、立ち入り検査等（再商品化製品利用先を含む）を通じ再商品化の確実かつ適正な実施に努める。

特定事業者からの申込受付関連業務の一部を引き続き日本商工会議所及び商工会議所並びに商工会連合会及び商工会に委託し、実施する。併せて、特定事業者との再商品化委託契約締結にあたり、委託申込・契約手続きの事務合理化に資するため、約款方式による契約の定着とオンライン化（ペーパーレス化）を推進する。さらに、新しい再商品化業務システムを活用して、市町村及び再商品化事業者との間の業務の効率化を推進する。

- （1）法見直し決定事項への対応
- （2）再商品化委託申込書類の送付先台帳の整備強化
- （3）再商品化事業者登録審査（書類及び現地審査）等の実施
- （4）契約の締結及び履行（対特定事業者、市町村、再商品化事業者等）
- （5）特定事業者等からの再商品化委託料金の徴収・管理
- （6）再商品化事業者の再商品化実施状況の把握・管理及び再商品化製品利用状況の調査
- （7）再商品化事業者への支払い管理
- （8）分別基準適合物の品質の維持・改善

- (9) 新しい再商品化業務システムへの完全移行
- (10) 商工会議所、商工会等への再商品化委託申込受付関連業務の委託
- (11) 再商品化委託申込・契約手続き業務の合理化

記

A．特定分別基準適合物ごとの再商品化委託単価

無色ガラスびん	3,900円/トン
茶色ガラスびん	4,800円/トン
その他色ガラスびん	7,100円/トン
PETボトル	9,100円/トン
紙製容器包装	20,400円/トン
プラスチック製容器包装	89,100円/トン

B．再商品化しようとする当該特定分別基準適合物の市町村別の量

各市町村分別収集計画に定められた平成18年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量の見込みのうち、再商品化業務に関し当該市町村との間で引き取りを約した量

2．容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発

(1) 業務内容に関する説明会等の開催

理事会・評議員会、事業委員会の開催はじめ市町村からの引取りに関する説明会並びに再商品化に関する事業者登録、入札説明会など当協会業務に係る各種会議のほか、自治体、関係業界、消費者団体等が主催する諸会合への講師派遣やマスメディアを通じて、「法」の目的及び当協会の役割及び業務内容等の周知に努める。また、再生処理事業者登録や再商品化委託申込受付に関する重要事項を官報に掲載し、公告する。

(2) パンフレット等の作成及び配布

「法」及び当協会の業務内容を紹介するパンフレット、ビデオ等の作成・配布を通じ事業者、自治体、消費者等に対する容器包装廃棄物の再商品化に関する啓発普及に努める。

3．容器包装廃棄物の再商品化に関する情報の収集及び提供

(1) 会報の発行

会報「日本容器包装リサイクル協会ニュース」を季刊発行し、特定事業者、賛助会員、自治体および関係業界等に対し、当協会の再商品化の実施状況等につき情報を提供する。

(2) ホームページの活用

「法」の解説及び指定法人の業務内容をはじめ、年次・月次再商品化実績報告、会報「日本容器包装リサイクル協会ニュース」の記事の紹介ほか、再商品化に係わる具体的なQ & A等を画面で幅広く紹介するなどホームページを活用することにより、容器包装リサイクル全般に関する情報内容の拡充に努める。

また、ただ乗り事業者防止策の一環として、当協会と再商品化委託契約を締結し、債務を履行した事業社名を市町村別にホームページで公表し、相互牽制に資する。さら

に、引き続き保管施設ごとに落札事業社名、再商品化手法、落札量、落札価格を公表し、情報開示に努める。

(3) 各種イベントへの参加及び協賛

国や地方行政が主催もしくは後援するリサイクルフェア等に出展又は協賛し容器包装リサイクルに関する情報の収集及び提供に努める。

4. 容器包装廃棄物の再商品化に関する内外関係機関等との交流及び協力

(1) 国内関係機関との交流及び協力

主務省はじめ分別収集の意向を有する市町村並びに清掃事業において全人口の9割をカバーし、市町村の声を集約する(社)全国都市清掃会議など国内関係機関との情報交換・技術調整を図り、再商品化の円滑かつ確実な実施に努める。

再商品化技術の開発、再商品化製品の需要拡大等に関し、素材別リサイクル推進協議会・促進協議会との連携を強化する。

(2) 外国関係機関との交流

ドイツのDSD社(Duales System Deutschland AG)、フランスのエコ・アンパラージュ社(Eco-Emballages S.A.)等外国のリサイクル関係諸機関との交流及び情報交換を適宜実施する。また、必要に応じ海外における先進的リサイクル事情を視察調査する。

収支予算書 (案)

自 平成 18年 4月 1日
至 平成 19年 3月 31日

1. 収入の部

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
基本財産運用収入	547	240	307	120,285 × 0.455% (国債運用)
賛助会費収入	3,000	3,000	0	1口100 × 30口
再商品化受託料収入	64,657,829	65,743,897	1,086,068	(1)容器包装廃棄物再商品化 費用総額見合い分 62,228,800 ()内は市町村からの引取り見込み量 (t) (内訳) ガラスびん 1,578,900 (359,000t) PETボトル 2,244,000 (165,000t) 紙容器 214,400 (32,000t) プラスチック容器 58,191,500 (643,000t) (2)事務所経費見合い分 2,429,029 (内訳) ガラスびん 423,364 PETボトル 341,865 紙容器 626,705 プラスチック容器 1,037,095
補助金等収入	0	0	0	
当期収入合計 (A)	64,661,376	65,747,137	1,085,761	
前期繰越収支差額	0	29,950	29,950	
収入合計 (B)	64,661,376	65,777,087	1,115,711	

2.支出の部

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
事 業 費	64,291,629	65,409,197	1,117,568	
1.再商品化の実施	64,196,089	65,331,457	1,135,368	
(1)再商品化委託事業	64,196,089	65,331,457	1,135,368	
(主な内訳)				
ガラスびん再商品化委託料	1,578,900	1,692,968	114,068	
PETボトル再商品化委託料	2,244,000	7,257,600	5,013,600	
紙再商品化委託料	214,400	288,300	73,900	
プラスチック再商品化委託料	58,191,500	53,978,810	4,212,690	
役員報酬	78,400	78,600	200	
職員給与費	139,800	151,200	11,400	
設備等調査費	238,000	266,000	28,000	
コンピュータ処理料	564,000	633,000	69,000	
第1次システム構築費分割払	37,989	196,435	158,446	
第2次システム構築費分割払	245,900	246,900	1,000	
再商品化業務システム改善費	100,000	0	100,000	
商工会議所等委託費・研修費	199,000	212,000	13,000	
申込書・契約書等印刷費・通信費	91,700	95,800	4,100	
租税公課	91,900	89,500	2,400	
2.普及及び啓発	39,500	32,800	6,700	
(1)業務内容に関する 説明会等の開催	14,500	14,800	300	会議費 5,000 旅費交通費 1,600 官報掲載料 7,500 印刷・通信費等 400
(2)パンフレット等の作成 及び配布	25,000	18,000	7,000	パンフレット作成 15,000 啓発ビデオ作成 10,000
3.情報の収集及び提供	54,500	42,500	12,000	
(1)会報の発行等	54,500	42,500	12,000	年4回の会報発行 26,000 インターネット運用 17,000 環境関連イベント出展費用等 7,500 その他広報制作物等 4,000
4.交流及び協力	1,540	2,440	900	
(1)国内外関係機関との 交流及び協力	1,540	2,440	900	

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
管 理 費	225,700	209,400	16,300	
役員報酬	20,500	20,500	0	
職員給与費	103,400	94,400	9,000	
福利厚生費	35,900	32,400	3,500	法定福利費他
旅費交通費	1,500	2,000	500	
会議費	2,400	1,200	1,200	理事会 評議員会
什器備品費	500	500	0	
消耗品費	4,500	5,000	500	
修繕費	1,000	3,000	2,000	
印刷製本費	6,500	7,000	500	
通信運搬費	4,500	5,000	500	
租税公課	100	100	0	
光熱水料費	1,200	1,000	200	
賃借料	28,700	23,000	5,700	
渉外費	800	800	0	
諸謝金	5,000	5,000	0	弁護士、会計士等への謝金
会費	200	200	0	
図書購入費	1,500	1,300	200	
その他雑費	7,500	7,000	500	室内清掃料 倉庫保管料 EB手数料等
その他支出	28,500	13,300	15,200	
退職給与引当預金支出	28,500	13,300	15,200	
予備費	115,547	145,190	29,643	
当期支出合計 (C)	64,661,376	65,777,087	1,115,711	
当期収支差額 (A)-(C)	0	29,950	29,950	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	0	0	0	

(注)短期借入金限度額 5,000,000千円

平成18年度収支予算総括表(案)

(単位:千円)

	18年度全事業部 合計	18年度一般	18年度ガラスびん 事業部(A)	17年度ガラスびん 事業部(B)	増減 (A)-(B)	18年度PETボトル 事業部(C)	17年度PETボトル 事業部(D)	増減 (C)-(D)	18年度紙容器 事業部(E)	17年度紙容器 事業部(F)	増減 (E)-(F)	18年度プラスチック 容器事業部(G)	17年度プラスチック 容器事業部(H)	増減 (G)-(H)
(収入の部)														
基本財産運用収入	547	547	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賛助会費収入	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再商品化事業収入	64,657,829	0	2,002,264	2,109,717	107,453	2,585,865	7,591,720	5,005,855	841,105	944,955	103,850	59,228,595	55,097,505	4,131,090
再商品化受託料収入	64,657,829	0	2,002,264	2,109,717	107,453	2,585,865	7,591,720	5,005,855	841,105	944,955	103,850	59,228,595	55,097,505	4,131,090
補助金等収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入合計	64,661,376	3,547	2,002,264	2,109,717	107,453	2,585,865	7,591,720	5,005,855	841,105	944,955	103,850	59,228,595	55,097,505	4,131,090
(支出の部)														
事業費	64,291,629	3,000	1,918,439	2,033,117	114,678	2,508,740	7,524,120	5,015,380	749,180	860,955	111,775	59,112,270	54,988,005	4,124,265
(1)再商品化の実施	64,196,089	0	1,895,479	2,014,432	118,953	2,485,780	7,505,235	5,019,455	726,220	842,670	116,450	59,088,610	54,969,120	4,119,490
(2)普及及び啓発	39,500	0	9,875	8,200	1,675	9,875	8,200	1,675	9,875	8,200	1,675	9,875	8,200	1,675
(3)情報の収集及び提供	54,500	3,000	12,875	9,875	3,000	12,875	9,875	3,000	12,875	9,875	3,000	12,875	9,875	3,000
(4)交流及び協力	1,540	0	210	610	400	210	810	600	210	210	0	910	810	100
管理費	225,700	0	56,125	52,900	3,225	55,525	49,600	5,925	55,525	51,000	4,525	58,525	55,900	2,625
その他支出(退職給与引当預金)	28,500	0	7,700	3,700	4,000	6,600	3,000	3,600	6,400	3,000	3,400	7,800	3,600	4,200
予備費	115,547	547	20,000	20,000	0	15,000	15,000	0	30,000	30,000	0	50,000	50,000	0
支出合計	64,661,376	3,547	2,002,264	2,109,717	107,453	2,585,865	7,591,720	5,005,855	841,105	944,955	103,850	59,228,595	55,097,505	4,131,090

平成 18 年度 再商品化委託単価（暫定）について

再商品化委託単価算出の考え方

平成 18 年度の特定事業者の「再商品化委託単価」は、「平成 18 年度に見込まれる支出の総額（再商品化総費用）」を「平成 18 年度に見込まれる申込の総量」で除して算出している。

再商品化委託単価の計算式

$$\text{再商品化委託単価} = \frac{\text{市町村からの平成 18 年度の引取り見込量} \times \text{再商品化事業者見込み委託単価} + \text{協会経費}}{\text{特定事業者等からの平成 18 年度の再商品化委託申込見込量}}$$

<平成 18 年度再商品化委託単価の算出根拠>

		市町村からの 引取り見込量 (t)	再商品化事業者 見込み委託単価 (円 / t)	協会経費 (千円)	再商品化総費用 (千円) = (×) +	特定事業者等から の再商品化委託 申込見込量 (t)	平成 18 年度 再商品化委託単価 ÷ (円 / t)
ガラスびん	無色	113,000	3,500	141,122	536,622	137,000	3,900
	茶色	133,000	3,800	141,121	646,521	136,000	4,800
	その他色	113,000	6,000	141,121	819,121	116,000	7,100
P E T ボトル		165,000	13,600	341,865	2,585,865	285,000	9,100
紙製容器包装		32,000	6,700	626,705	841,105	41,300	20,400
プラスチック容器包装		643,000	90,500	1,037,095	59,228,595	665,300	89,100

注) 再商品化委託単価は端数調整しております。

再商品化委託単価の推移

(単位：円)

		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
ガラスびん	無色	1,981	1,752	2,549	4,151	4,000	3,600	3,000	2,800	2,600	3,900
	茶色	2,518	2,936	4,407	7,682	7,700	7,800	5,700	4,800	4,800	4,800
	その他色	5,491	5,485	6,340	8,096	9,100	9,100	8,600	8,000	6,400	7,100
PETボトル		101,755	101,755	95,135	88,825	83,800	75,100	64,000	48,000	31,200	9,100
紙製容器包装		-	-	-	58,636	58,600	42,000	25,200	19,200	12,600	20,400
プラスチック製容器包装		-	-	-	105,000	105,000	82,000	76,000	73,000	80,000	89,100

平成18年度の分別収集計画量、再商品化計画量、再商品化義務量との対比

(単位：千トン)

	ガラスびん			PETボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装
	無色	茶色	その他色			
分別収集計画量	392	335	191	285	155	724
再商品化計画量	150	160	130	396	468	742
上記のうちいずれか少ない量	150	160	130	285	59	724
特定事業者責任比率	93%	79%	88%	100%	96%	95%
再商品化義務総量	139.5	126.4	114.4	285.0	56.6	687.8
市町村からの引取見込み量	113	133	113	165	32	643
特定事業者等からの再商品化委託申込見込量	137.0	136.0	116.0	285.0	41.3	665.3

平成18年度の紙製容器包装については、分別収集計画量から、環境省が調査した市町村独自処理分(96千トン)を差し引いた量(59千トン)に特定事業者責任比率をかけたものが再商品化義務総量となります。